

# こども医療費助成制度について

子育て家庭の経済的負担を軽減し、こどもの健康保持と健全な育成を図るため、こども医療の通院・入院等にかかる保険適用分の医療費を全額助成します。

## 助成の対象

0歳～18歳(高校3年生相当)

## 助成の範囲

入院	通院
同月内の医療費の一部負担金(※)を助成	
○自己負担なし    ○所得制限なし	



※次の費用は助成の対象となりません。

- 健康保険の対象とならない費用
- 入院時の食事療養費
- 健康保険から高額療養費や附加給付金として支給される費用
- 学校、幼稚園、保育園でのケガ等で、スポーツ振興センターの災害共済給付金の支給を受けるとき

## こども医療費受給資格者証の申請手続きについて

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>八代市こども医療費受給資格者証交付申請書</li> <li>医療保険の加入関係の確認書類 ※「資格情報のおしらせ」もしくは「資格確認書」またはマイナポータルの「資格情報画面の写し</li> <li>受給資格者(児童手当の受給者と同じ)名義の預金通帳かカードの写し</li> <li>*こども・受給資格者・被保険者の個人番号カードまたは通知カード</li> <li>*窓口に来られる方の本人確認できる書類               <ul style="list-style-type: none"> <li>顔写真付きの証明の場合は1つ(運転免許証、パスポート、各種障がい者手帳など)</li> <li>顔写真なしの証明の場合は2つ(健康保険証、年金手帳、手当等の証書、窓口に来られる方の名義の税金や公共料金の領収書など)</li> </ul> </li> </ul>																								
申請場所 問合せ先	<table border="0"> <tr> <td>八代市役所</td> <td>こども家庭支援課</td> <td>(2階11番窓口)</td> <td>☎0965-37-6800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>坂本支所内</td> <td>地域振興課</td> <td>市民福祉係 ☎0965-45-2213</td> </tr> <tr> <td></td> <td>千丁支所内</td> <td>地域振興課</td> <td>健康福祉係 ☎0965-45-5183</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鏡支所内</td> <td>地域振興課</td> <td>健康福祉係 ☎0965-52-7836</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東陽支所内</td> <td>地域振興課</td> <td>市民福祉係 ☎0965-65-2113</td> </tr> <tr> <td></td> <td>泉支所内</td> <td>地域振興課</td> <td>市民福祉係 ☎0965-67-2113</td> </tr> </table>	八代市役所	こども家庭支援課	(2階11番窓口)	☎0965-37-6800		坂本支所内	地域振興課	市民福祉係 ☎0965-45-2213		千丁支所内	地域振興課	健康福祉係 ☎0965-45-5183		鏡支所内	地域振興課	健康福祉係 ☎0965-52-7836		東陽支所内	地域振興課	市民福祉係 ☎0965-65-2113		泉支所内	地域振興課	市民福祉係 ☎0965-67-2113
八代市役所	こども家庭支援課	(2階11番窓口)	☎0965-37-6800																						
	坂本支所内	地域振興課	市民福祉係 ☎0965-45-2213																						
	千丁支所内	地域振興課	健康福祉係 ☎0965-45-5183																						
	鏡支所内	地域振興課	健康福祉係 ☎0965-52-7836																						
	東陽支所内	地域振興課	市民福祉係 ☎0965-65-2113																						
	泉支所内	地域振興課	市民福祉係 ☎0965-67-2113																						

## 助成方法について

窓口無料の対象となる医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県内の医療機関(医科・歯科)における外来診療</li> <li>熊本県内の保険調剤薬局における調剤</li> <li>熊本県内の訪問看護ステーションにおける訪問看護</li> <li>八代市郡内の柔道整復師による施術(八代市と契約している施術院)</li> </ul> <p style="color: red; font-weight: bold;">必ずこどもの健康保険証と八代市こども医療費受給資格者証を医療機関窓口で提示してください</p>
窓口無料の対象とならない医療費 ⇒裏面に申請方法を記載しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院に係る費用</li> <li>一つの医療機関における月ごとの一部負担金の額が、21,000円以上となった場合</li> <li>熊本県外の医療機関で受診した費用</li> <li>八代市と契約していない施術院で受診した費用</li> <li>治療用装具の購入に係る費用</li> <li>その他窓口で無料とならなかった受診費用</li> </ul>

